

山口学芸大学大学院学則

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 組織（第4条－第7条）
- 第3章 職員組織及び運営組織（第8条－第11条）
- 第4章 修業年限（第12条）
- 第5章 学年、学期、在学期間及び休業日（第13条）
- 第6章 教育課程（第14条－第22条）
- 第7章 課程修了の要件及び学位（第23条－第25条）
- 第8章 教育職員の免許状授与の所要資格の取得（第26条－第27条）
- 第9章 入学、休学、転入学、留学及び退学等（第28条－第39条）
- 第10章 授業料、入学金、入学検定料及びその他納付金（第40条－第43条）
- 第11章 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生（第44条－第46条）
- 第12章 賞罰（第47条）
- 第13章 施設設備等（第48条）
- 第14章 雑則（第49条）
- 附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、山口学芸大学学則（以下「本学学則」という。）第4条第3項の規定に基づき、山口学芸大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本大学院は、建学の精神に則り、芸術を基盤とする教育の実践と学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる教育者としての深い学識及び卓越した能力を培い、子ども学の発展並びに文化の進展に寄与する人物を育成することを目的とする。

(点検及び評価等)

第3条 自己点検自己評価及び教育内容等の改善のための組織的な研修等については、本学学則第2条及び第3条の規定を準用する。

第2章 組織

(研究科)

第4条 本大学院に教育学研究科(以下「研究科」という。)を置く。

(課程)

第5条 研究科に修士課程を置く。

(専攻)

第6条 研究科に、次の専攻を置く。

教育学研究科

子ども教育専攻

(学生定員)

第7条 学生定員は、次の表のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
子ども教育	5	10

第3章 職員組織及び運営組織

(職員)

第8条 本大学院の授業及び研究指導は、教授がこれを担当する。ただし、特別の事情がある場合には、准教授又は講師をもって充てることができる。

2 本大学院に、研究科長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第9条 運営委員会については、本学学則第8条の規定を準用する。

(研究科委員会)

第10条 本大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する事項は、別に定める。

第11条 本大学院に委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 修業年限

(修業年限)

第12条 本大学院の修業年限は、2年とする。

第5章 学年、学期、在学期間及び休業日

(在学期間、学年、学期及び休業日)

第13条 在学期間、学年、学期及び休業日については、本学学則第12条から15条までの規定を準用する。

第6章 教育課程

(教育課程)

第14条 授業科目及び単位数は、別表1に掲げるとおりとする。

(授業期間)

第15条 授業期間については、本学学則第33条第1項の規定を準用する。

(単位の計算方法)

第16条 単位の計算方法については、本学学則第32条の規定を準用する。

(履修科目の登録)

第17条 学生は、毎学期の始めに第14条に定める授業科目の中から、履修する受講科目を登録し、所定の単位を修得しなければならない。

(成績及び単位の認定)

第18条 授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告等により行う。

2 試験等の成績評価は、S (100点～90点) A (89点～80点) B (79点～70点) C (69点～60点) 及びD (60点未満) をもって表わし、S、A、B及びCを合格とし、Dは不合格とする。

3 合格した授業科目に対して所定の単位を与える。

(教育方法の特例)

第19条 本大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(研究指導)

第20条 本大学院は、教育上有益であると認めるときは、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該他大学院等の指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修)

第21条 本大学院は、教育上有益であると認めるときは、他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、10単位を限度として課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 22 条 入学前の既修得単位の認定については、本学学則第 38 条の規定を準用する。この場合において、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位は、10 単位を超えないものとする。

2 前項に定めるもののほか、既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 課程修了の要件及び学位

(課程の修了要件)

第 23 条 本大学院を修了するためには、第 12 条に定める修業年限以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、第 14 条に規定する課程の目的に応じ、研究科の行う学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会が、優れた研究業績を上げたと認めた場合は、1 年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第 24 条 最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究成果を中心としてこれに関連ある授業科目について行うものとする。

2 学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験の合格、不合格は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

3 審査の方法は、研究科において定める。

(学位の授与)

第 25 条 学長は、前条で合格した者には、修士の学位を授与する。

2 学位に関する必要な事項は、別に定める。

第 8 章 教育職員の免許状授与の所要資格の取得

(教育職員の免許)

第 26 条 小学校教諭又は幼稚園教諭の一種免許状授与の資格を有する者で、当該校種の免許状に係る専修免許状授与の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び同法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

(免許状の種類)

第 27 条 本大学院において取得できる教育職員免許状は、次のとおりとする。

専攻名	免許状の種類
子ども教育	小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状

第 9 章 入学、休学、転入学、留学、退学等

(入学時期)

第 28 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第 29 条 本大学院に入学志願をすることができる者は、各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者（見込みを含む）
 - (2) 文部科学大臣の指定した者
 - (3) 大学に 3 年以上在学し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - (4) その他、大学院において、大学を卒業したと同等以上の学力があると認められた者
- （入学の志願）

第 30 条 本大学院に入学を志願する者については、本学学則第 18 条の規定を準用する。

（入学者の選考）

第 31 条 入学者の選考については、本学学則第 19 条の規定を準用する。

ただし、社会人の入学志願者に対する選考については、本人の社会における活動分野及び経歴等を勘案し、入学を許可することがある。

（入学手続き及び入学許可）

第 32 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納めなければならない。

第 33 条 学長は、前条の手続きを完了した者に、入学を許可する。

（転入学及び再入学）

第 34 条 他の大学院からの転入学又は本大学院を第 37 条の規定により準用される本学学則第 25 条の規定により退学した者若しくは第 38 条の規定により準用される本学学則第 26 条第 3 号により除籍された者の再入学については、学長は、別に定めるところにより、許可することがある。

（休学）

第 35 条 休学及び休学期間の参入の取扱いに関しては、本学学則第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。

（復学）

第 36 条 復学に関しては、本学学則第 24 条の規定を準用する。

（退学及び転学）

第 37 条 退学及び転学の手続き並びに許可については、本学学則第 25 条及び第 30 条の規定を準用する。

（除籍）

第 38 条 学生の除籍については、本学学則第 26 条の規定を準用する。

（留学）

第 39 条 外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関で学修することを志願する学生は、教育上有意義と認める場合には、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項において履修した授業科目は、10 単位までの範囲で大学院で履修したものとみなすことができる。
- 3 留学の手続きその他留学に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 授業料、入学金、入学検定料及びその他納付金

(授業料、入学金及び入学検定料)

第 40 条 授業料、入学金及び入学検定料（以下「授業料等」という。）は、別表 2 のとおりとする。

(その他納付金)

第 41 条 前条に規定するもののほか、施設・設備に要する費用及び教育に必要な費用（以下「その他納付金」という。）は、別表 3 のとおりとする。

(納入期日等)

第 42 条 学生は、授業料等及びその他納付金を定められた期日までに納付しなければならない。

2 一旦納入した授業料等及びその他納付金は、その事由の如何にかかわらず返還しない。ただし、入学手続き時に限り、別に定める規定により授業料及びその納付金を返還することがある。

(授業料及びその他納付金の分納、延納及び滞納)

第 43 条 授業料及びその他納付金に関する分納、延納及び滞納については、本学学則第 53 条及び第 54 条を準用する。

第 11 章 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第 44 条 本大学院において特定の専門事項について研究することを希望する者に対しては、学長は、本大学院の教育に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学できる者は、修士又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 45 条 本大学院の学生以外の者で、本大学院に開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、正規の課程に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 46 条 他の大学院、又は外国の大学院の学生で、本大学院において授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

第 12 章 賞罰

(賞罰)

第 47 条 学生の賞罰については、本学学則第 48 条及び第 49 条の規定を準用する。

第 13 章 施設設備等

(施設設備の共用)

第 48 条 本学学則第 55 条、第 56 条及び第 57 条に定める施設設備等は、必要に応じ本大学院学生の教育・研究指導のために利用することができる。

第 14 章 雑則

(その他)

第 49 条 この学則に定めるもののほか、本大学院に必要な事項は、本学学則を準用する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日以前に入学し、現に在学中の学生については、なお従前の例による。

別表 1 (第 14 条関係)

教育学研究科子ども教育専攻

科目 区分	授業科目の名称	単位数		形態	履修方法	
		必修	選択			
教育学研究科目	教育基盤・発達に関する研究領域	教育原論特論	2		講義	A群 8単位 以上
		教育課程特論		2	講義	
		教育方法特論		2	講義	
		生涯学習・社会教育特論		2	講義	
		生涯学習・社会教育特論演習		2	演習	
		教育心理学特論	2		講義	
		発達心理学特論		2	講義	
		発達臨床心理学演習		2	演習	
		教員のメンタルヘルス特論		2	講義	
		人権教育研究		2	演習	
		福祉・教育特論		2	講義	
		教育と芸術		2	講義	
		特別支援教育特論		2	講義	
		東アジア文化比較論		2	講義	
	教育実践・表現に関する研究領域	幼児教育特論		2	講義	B群 8単位 以上
		小学校授業実践特論		2	講義	
		小学校授業実践特論演習		2	演習	
		表現活動指導演習		2	演習	
		歌唱表現特別演習		2	演習	
		歌唱文化特別研究		2	演習	
		鍵盤表現特別演習		2	演習	
		造形表現特別演習		2	演習	
		わらべうたの研究		2	演習	
		郷土の美術研究		2	演習	
		第二言語習得研究		2	演習	
教育情報科学特論		2	講義			
専門研究科目	教育特別研究Ⅰ	2		演習	C群	
	教育特別研究Ⅱ	2		演習		
	教育特別研究Ⅲ	2		演習		
	教育特別研究Ⅳ	2		演習		
合	計 (30 科目)	12	48			

別表 2 (第 40 条関係)

授業料	入学金	入学検定料
550,000 円	150,000 円	25,000 円

別表 3 (第 41 条関係)

施設費	教育充実費
120,000 円	50,000 円